

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 1 4 日

愛知県指定障害福祉サービス事業所等 御中

愛知県福祉局福祉部障害福祉課

令和 7 年 4 月以降の体制届の提出について

日頃から本県の障害福祉行政の推進に御理解と御協力いただき、誠にありがとうございます。

令和 7 年 4 月以降の体制届の提出については下記のとおりといたしますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

なお、体制届は届出行為であり、事業者の責任において要件を満たしていることを確認したうえで、報酬の算定内容を本県に御報告いただくものです。

届け出たことをもって要件を満たすものではなく、事後的であっても運営指導等での確認において要件を満たさないことが判明した場合は、指定取り消し等の行政処分や報酬の返還の対象となる場合がございますので、事業者におかれましては報酬告示・基準省令等の各種規定を必ず御確認のうえ、御提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出期限

(1) 算定する単位数の変更が無い場合

提出不要

※前年度実績に基づき算定する基本報酬・加算について、「前年度実績に基づき算定する加算等に係る自己点検表」の提出も不要とするが、各事業所において点検のうえ適切に保管すること。

(2) 算定する単位数の変更がある場合

① 新たに算定する、又は算定する単位数が増える場合

前月 1 5 日まで（消印有効）

※ 4 月分は 3 月 1 5 日（消印有効）までとする。

※前年度実績に基づき算定する基本報酬・加算についても同様とするが、提出時点で実績が判明していないものは、見込みにより提出すること。

実績が判明した時点で、届け出ている算定内容に変更がある場合は、前年度実績に基づく報酬・加算に限り、4 月 3 0 日（必着）までは体制届の提出を受け付ける。

② 算定する単位数が減る、又は算定されなくなる場合

判明次第速やかに提出すること。

2 留意事項

- 以下の宛先まで郵送により提出すること。
〒460-8501（住所不要） 愛知県福祉局福祉部障害福祉課
- 提出様式等の詳細は県ホームページを確認すること。
障害者総合支援法：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shakasan.html>
児童福祉法：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/jikasan.html>
- 福祉・介護職員等処遇改善加算については、従前と変わらず毎年計画書の提出が必要となるため注意すること。詳細は下記ホームページを確認すること。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000061716.html>
- 上記取扱いにかかわらず、報酬改定時における取扱いは改定内容が判明次第ホームページ等で案内するため確認すること。

担 当 事業所指導第一グループ（052-954-6317）

事業所指導第二グループ（052-954-7400）

メール shogai@pref.aichi.lg.jp